

差止請求書兼申入書

2011年5月12日

東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号

J・C・I投資事業有限責任組合 無限責任組合員 岩田歳春 殿

埼玉県草加市金明町1050番地ハイツエトワール205号

J・C・I投資事業有限責任組合 無限責任組合員 岩田歳春 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高 崎 英 弘

(京都産業大学法務研究科教授)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920

FAX 075-251-1003

(担当) 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

(差止請求)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴組合に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴組合に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴え提起することができます。)。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴組合のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申添えます。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴組合に対し、

- 1 貴組合が、消費者に対し、未公開株式の購入を勧誘しないこと
- 2 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げないこと
- 3 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定もないのに株式公開される予定である旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載しないこと
- 4 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を告げないこと
- 5 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載しないこと
- 6 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げさせないこと
- 7 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株価が確実に上昇する旨を告げさせないこと
- 8 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせないこと
- 9 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせることを請求する。

(紛争の要点)

1 不当勧誘行為の概要

貴組合は、いわゆる未公開の株式についての知識のない消費者に対して、株式発行会社が「上場準備を進めている」、「将来の資産株として有望」等と記載された文書・パンフレットを送付し、「株価が相当上がる」、「今、買っておいた方が得をする」等と説明したうえ、証券業（金融商品取引法2条8項、旧証券取引法2条8項）の登録を受けていないにもかかわらず株式の購入を勧誘している。

また、貴組合は株式の購入の勧誘に際して、第三者をして、「この株を買える人は限定されている」、「より高額で買い取る」、「有望な銘柄である」などと告げさせてい

る。

2 未公開株の勧誘それ自体が不実告知に該当すること

貴組合は証券業（金融商品取引法2条8項、旧証券取引法2条8項）の登録を受けておらず、貴組合が株式取引を営業として行うことは金融商品取引法29条（旧証券取引法28条）に違反する違法行為である。

しかも、未公開株式の取引は、証券業登録を経た証券会社でさえ、原則としてその勧誘を禁じられており、唯一、日本証券業協会規則（公正慣習規則第2号）により定められた、いわゆる「グリーンシート銘柄」に指定されている銘柄の取引のみが例外的に認められているに過ぎない（公正慣習規則第1号「店頭有価証券に関する規則」3条、6条、公正慣習規則第2号「グリーンシート銘柄に関する規則」）。

グリーンシート銘柄でない未公開株式の勧誘の原則的禁止の趣旨は、未公開株式の価値の評価は極めて困難で、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、一般投資家が未公開株式の取引により不測の損害を被ることがないよう保護を徹底したところにある。

このような規制の趣旨に鑑みれば、証券業の登録を受けていない者が業として未公開株式を一般投資家に対して購入を勧誘することは、それ自体が違法行為であるし、適正な価格で販売されることがおよそ考えられない以上、不法行為にも該当する違法な詐欺商法であることが明らかである。

したがって、貴組合による未公開株式の勧誘行為は、およそ適正な価格での販売を勧誘するものとはいえず、いずれも詐欺行為であって、貴組合による未公開株式の勧誘それ自体が消費者契約法4条1項1号に規定する不実告知に該当するものである。

3 株式公開についての不実告知

貴組合の行っている勧誘行為は、株式が公開される具体的予定もないのに株式公開される予定である旨を告げ、消費者に送付する文書及びパンフレットに記載するものであり、株式公開の有無という株式購入における重要事項について事実と異なることを告げて消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。

4 株価の上昇についての断定的判断の提供

貴組合の行っている勧誘行為は、株価が確実に上昇する旨を告げ、消費者に送付する文書及びパンフレットに記載するものであり、変動が不確実な株価について断定的

判断を提供して消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項2号に規定された断定的判断の提供に該当する。

5 第三者の行為について

- (1) 第三者をして、上記と同様に、株式が公開される具体的予定もないのに株式公開される予定である旨を告げさせることは消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当し、株価が確実に上昇する旨を告げさせることは消費者契約法4条1項2号に該当する。
- (2) また、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせることは、消費者に対し、株式購入機会が希少であると誤認させて、不適正な価格で株式を購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。
- (3) さらに、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせることは、消費者に対し、当該株式の価値を誤認させて、不適正な価格で購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。

6 よって、当NPO法人は、貴組合に対し、消費者契約法12条1項に基づき、請求の要旨記載のとおり、消費者に対する上記各不当勧誘行為の差止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(申し入れ)

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。上記のとおり、貴組合の行っている勧誘行為は詐欺又は消費者契約法4条1項1号、2号に該当し、このような勧誘行為によって誤認した消費者の意思表示は民法96条1項もしくは民法96条2項又は消費者契約法4条1項により取り消すことができるものです。また、これらの勧誘行為に基づき締結された契約は公序良俗に反し無効です。

については、過去に貴組合の行った上記各不当勧誘行為により株式の購入を行った消費者が、購入代金の返還を求めた場合にこれに応じるか否かにつき、本書到達後1週間以内に文書で貴組合のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

郵便認証司

平成23年5月12日

この郵便物は平成23年5月12日
第10268782451~10268782462号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番：2011051214040900100000号

東京
23. 5. 12
12-18

+

(添付)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高嶋英弘

受取人

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号 J・C・I投資事業有限責任組合 無限責任組合員 岩田歳春 殿

〒340-0052 埼玉県草加市金明町1050番地ハイツエトワール205号 J・C・I投資事業有限責任組合 無限責任組合員 岩田歳春 殿

書留郵便物受領証（お客様控）

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高 嵐 英 弘

郵便事業株式会社 新東京支店

* 請求金額は上記金額に加えて賃本返送料金が1通につき290円（複数の賃本について一括送付を指定された場合は指定された分につき480円）が加算されます
(摘要欄の記号、ゾク(速達)、ナイ(内容証明)、ハイ(配達証明))

摘要覧の記号、ソク(速達)、ナイ(内容証明)、ハイ(配達証明))

受付通番：2011051214040900100000 号

